

注文書

株式会社ABCDEF 御中

〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂2-11-1
JMFビル渋谷03 10階
TEL:03-3713-9339
株式会社N.ジェン

以下のとおり注文致します。
宜しく御願ひ申し上げます。

内訳

案件名	N.ジェンシステムの運用保守						
納期	2024年04月30日						
支払条件	備考欄参照						
期間	月額単価	工数(人月)	下限(H)	上限(H)	控除単価(円)	超過単価(円)	
2024-02-01 ~ 2024-04-30	800,000	3.00	140	200	5,710	4,000	
計算単位は30分単位							

備考

(1)契約形態	業務委託契約(準委任) 委託者：株式会社N.ジェン 受託者：株式会社ABCDEF
(2)作業予定期間	2024-02-01 ~ 2024-04-30 勤務条件は作業場所における規程に準ずる。
(3)主な作業場所	弊社指定の場所
(4)納品物件	月間作業報告書 一式(準委任)
(5)検収条件	(4)に基づき毎月末に弊社にて内容を確認承認する。
(6)弊社責任者	N.ジェン営業担当
(7)貴社責任者	ABCDEF太郎様
(8)諸経費負担	主な作業場所への通勤交通費は上記金額に含む。 事前承認済の深夜帰宅タクシー、出張旅費等は、実費精算する。
(9)支払条件	翌々月15日に貴社指定金融機関の口座へ振込む。 振込手数料は弊社負担。
(10)その他	委託者は、複数月契約について委託者の都合で1ヶ月以上の予告期間を持って受託者に、 事前に通知することにより本契約の一部または全部の契約を解除できるものとする。 次期契約へ延長の場合は、作業要件(内容・場所・負荷)を考慮し、条件見直しを検討する。 上記に疑義ある場合、定めのない事項については別途協議の上、双方誠意をもって 解決するものとする。 裏面に記載の契約条件は本書の一部を構成する。 締結済みの業務委託基本契約書がある場合、裏面記載の契約条件を優先する。

契約条件

第1条 (適用)

本契約条件は、委託者（以下、「甲」という）と受託者（以下、「乙」という）の間における情報処理システムの開発支援・保守並びにこれらに付随する業務（以下、「本業務」という）に関する注文書、注文請書の内訳及び備考（以下「条件詳細」という）に適用される。また、条件詳細に記載される内容に以下の本契約条件と異なる記載がある場合は条件詳細の記載が以下の本契約条件に優先する。

第2条 (定義)

条件詳細及び本契約条件（以下、合わせて「本契約」という）に使用する次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。
①「業務報告書」とは、条件詳細に定める期日に乙が甲に提出する当月分の乙の本業務に関する報告書であり、その書式については甲乙別途協議の上定める。
②「納入物」とは、本業務に付随して乙が甲に納入する書類物品等を指す。なお、納入物の有無及び内容については、条件詳細に定める。

第3条 (業務推進体制)

(1)甲及び乙は、各々、本業務の履行に関する連絡及び確認を行う自己の責任者（以下、「主任責任者」という）及びその他の業務推進体制を定める。
(2)甲及び乙は、本業務の履行に関する、要請・指示・確認・報告等の連絡を行う場合、甲乙の主任責任者のみを通じて行うものとし、その形式については甲が指定することができる。
(3)甲及び乙は、自己の主任責任者の変更その他の業務推進体制を変更する場合、事前に相手方に対して通知する。

第4条 (本業務の確認受領完了)

(1)乙は、本業務遂行期間中、条件詳細に定める期日に業務報告書を甲に提出する。甲は業務報告書の受領後、遅延なくその内容について確認を行い、疑義がなければ承認の旨を乙に通知する。条件詳細に期日が定められていない場合、毎月末を期日とする。
(2)条件詳細の定めにより納入物がある場合、乙は条件詳細に定める納期に従い納入物を納入するものとし、甲乙に対し納入物の受領を通知する。
(3)第1項に定める1ヵ月分の業務報告書の承認が行われた場合、乙の1ヵ月分の本業務が完了したものと見做す。第2項に定める納入物が納入された場合、これをもって契約完了と見做す。

第5条 (本業務の変更)

(1)甲は、いつでも乙に対して本業務の内容及び納入物の変更を申し出ることができる。
(2)甲及び乙は、甲より前項の変更の申し出があったときには協議の上変更の内容を確認する。

第6条 (善管注意義務)

(1)乙は、本業務の遂行に当たり専門家としての能力、技能を駆使し、善良な管理者としての注意をもって誠実に履行するものとする。
(2)乙は、本業務を、本契約に定める条件に基づき、履行する。納期遅延、作業の質の劣化、効率の低下及び本業務従事者の不良な勤務態度等を含めて、全ての責任を負う。但し、天災等の乙の責めに依らない事由により本業務の履行に支障をきたした場合にはこの限りではない。

第7条 (相殺)

甲が乙に対して、有償での貸与物件の賃料代金、立替金その他の金銭債権を有している場合、甲は、付随する一切の抗弁に拘わらず、当該債権が発生した都度、債務と対当額を相殺することができる。

第8条 (乙の甲事業所等への立入及び甲の乙に対する貸与品について)

(1)乙は、本業務を実施するにあたり甲の事業所又は甲の指定する場所に立ち入る必要がある場合、当該事業所又は場所における規程を遵守して立ち入ることができる。
(2)甲は、乙と協議の上必要と認める場合には、乙に対し、本業務を実施するうえで必要となる技術資料及び業務資料並びに甲保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物を貸与するものとし（以下、貸与されたものを「貸与品」という）乙は善良な管理者の注意をもってこれらを利用する。乙は本業務以外の目的で貸与品を使用しない。なお、当該貸与の条件（有償・無償区分及び有償の場合の対価を含む）については、甲が指定する。
(3)乙は、前項に基づき甲から借り受けた貸与品を、当該貸与品の利用目的の終了後速やかに甲に返却するか、又は別途甲の指示に基づく処置を行なう。

第9条 (立入調査)

甲は、本業務の遂行状況及び貸与品の保管状況を把握するため、甲が必要と認めたときに、本業務の遂行場所及び貸与品を保管する場所へ立入調査を行うことができるものとし、乙はこれに協力しなければならない。

第10条 (再委託)

(1)乙は、甲からの事前の承諾を得ることなく、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。
(2)乙は、前項に定める甲の承諾を得て本業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、当該再委託先に対して、本契約に基づき乙が負う義務と同一の義務（前項に定める義務及び甲に対する権利行使に関する制限等も含む）を負わなければならない。その場合、乙は甲に対し再委託の旨と再委託先概況を通知するものとする。

第11条 (提出済書類の変更報告等)

(1)乙は、次の各号に定める事項の内容に変更があった場合には、速やかに変更後の書類を甲に対し提出する。

- 乙の商業登記にかかる事項
- 乙の決算書類
- 乙の会社案内
- 第10条に定める再委託先の名称・所在地・代表者名及び個別の委託理由（再委託先が更に再委託する場合も同様とし、最終委託先に到る全ての再委託先を対象とする）

(2)乙は、甲の要請がある場合は、甲に対し、次の各号に定める書類を提出する。
①本業務に従事する乙の従業員の秘密保持に関する甲宛の誓約書（別途定める様式による）
②前号の従業員の職務履歴（別途定める様式による）

第12条 (秘密保持義務)

(1)乙は、本契約期間中に本契約に関して甲から書面により開示された情報及び本契約に関して知り得た甲の技術上又は営業上の秘密のうち、秘密である旨が明示され、かつその内容が書面で特定されている情報並びに本契約の内容（以下、併せて「秘密情報」という）を、第三者に開示し又は本業務以外の目的に使用してはならない。但し、次の各号に該当するものはこの限りではない。
①開示を受ける以前に既に保有し、又は開示された秘密情報を利用することなく独自に知得したもの
②知得する以前に公知であったか、又は開示された後自らの秘密保持義務に違反することなく公知となったもの
③正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わずに知得したもの
④前項の定めにかかわらず、乙は、第10条の再委託の承諾を得たときは、当該再委託先への秘密情報の開示をすることができる。
(3)秘密情報のうち甲の顧客に関する情報（以下、「顧客情報」という）について甲が甲の顧客に対し秘密保持義務を負っている場合には、甲は、甲の顧客より承諾を受けたときに限り、乙に対し開示することとし、当該顧客情報につき、当該秘密保持義務と同等の内容の義務を負わせるものとする。
(4)本業務において、個人情報を取扱うこと又は秘密情報を乙の管理下に置くことが想定

され得る場合は、甲及び乙は、別途、本契約の締結より前もしくは締結と同時に、秘密情報の取扱いに関する覚書を締結し、秘密情報の保護を図る。
(5)第1項の規定に拘わらず、甲及び乙は、国内外の官公庁、裁判所その他の公的機関から法令等に基づく開示等の命令又は要求があったときは、その命令又は要求に従い秘密情報等を開示等することができる。但し、開示等に当たっては事前に相手方に通知するものとし、事前の通知が困難な場合には、開示等の後直ちに相手方に通知しなければならない。
(6)甲及び乙は、相手方の秘密情報等を開示等する場合といえども、外国企業、外国人、又は日本国非居住者に対して開示等する場合は、外国為替及び外国貿易法並びにその他の輸出入に關する法令を遵守しなければならない。甲及び乙が、外国人又は日本国非居住者である自己の役員、従業員等に対して開示等する場合も同様とする。

第13条 (個人情報保護)

甲及び乙は、本契約の履行に際して知り得た相手方及び第三者からの個人情報を、法令に従い適切に管理しなければならない。個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものをいう。

第14条 (知的財産権)

(1)本業務及び納入物に関する著作権（著作権法第21条から第28条に規定される全ての権利を含む。以下同じ）は、本業務の完了と同時に乙から甲へ移転する。なお、乙は本業務について著作権人格権を行使しない。
(2)本業務遂行上生じた発明、考案等の工業所有権を受ける権利（以下「特許権等」という）は、本業務の完了と同時に甲に帰属する。
(3)乙が従前より保有する、乙が著作権を有する著作物又は特許権等を本業務に適用した場合、乙は甲及び甲の顧客に対し、本業務で必要とする範囲において、無償で当該著作物又は特許権等を利用できる権利（利用許諾、通常実施権等）を付与する。

第15条 (知的財産権上の紛争)

本業務に関し、甲及び甲の顧客に対し第三者から知的財産権を侵害している旨の通知又は訴訟の提起があった場合、乙は当該訴訟その他の紛争の解決に要した費用及び甲及び甲の顧客が第三者に支払うべき損害賠償額を負担する。但し、当該訴訟その他の紛争の原因が甲及び甲の顧客の責による場合はこの限りでない。

第16条 (損害賠償)

(1)甲は、乙が本契約に違反した場合、又は、乙の責めに帰すべき事由により甲及び甲の顧客に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、乙が、対して損害賠償を求めることができる。
(2)乙は、前項の場合、甲に対し、損害賠償責任を負うものとする。但し、12条に抵触した場合は、全ての損害額（解決のために要した弁護士費用、訴訟費用、フォレンジック費用を含むがこれに限定されない。）の賠償責任を負うものとする。
(3)損害賠償の方法その他の条件は、甲乙協議の上定めることとする。

第17条 (反社会勢力の排除)

(1)甲及び乙は、自己及び自己の役員、従業員が「反社会的勢力」（警視庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団」をいい、以下同じ）でないこと、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないこと、及び反社会的勢力との関係を一切持たないことを表明し、保証する。
(2)甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して、詐欺、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた威嚇的な要求や法的な責任を超えた不当な要求といった違法行為を行わないことを確約する。
(3)乙は、前2項に規定の事項に関し、乙の再委託先に対しても、乙の責任において表明保証されるものとする。

第18条 (解除)

(1)甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、あらかじめ何らの通知催告をなすことなく本契約の全部又は一部を解除できる。
①所有物件又は権利につき、差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立又は租税公課の滞納督促若しくは滞納による保全差押を受けたこと（但し、第三債務者として差押又は仮差押を受けた場合を除く）
②支払停止があったとき、又は破産、会社更生、民事再生若しくはこれに類する手続開始の申立があったとき
③手形が不渡りとなったとき又は手形交換所から取引停止処分を受けたとき
④監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき
⑤営業の廃止、重要な営業の譲渡、会社分割、会社合併又は会社の解散を決議したとき
⑥前条の規定に違反したとき
⑦その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき
(2)甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、あらかじめ通知又は催告して本契約の全部又は一部を解除することができる。
①本契約（第17条を除く）に違反したとき
②資産状態が著しく悪化し、本契約の履行が困難であると認められるとき
(3)前2項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第19条 (権利義務の譲渡禁止)

甲及び乙は、相手方の事前の同意のない限り、本契約上の地位を第三者に譲渡又は承継させてはならない。また、本契約上の権利の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは担保の用に供し、又は本契約から生ずる義務の全部又は一部を第三者に引受けさせてはならない。

第20条 (完全合意)

本契約は、締結日現在における甲乙両者の合意を規定したものであり、本契約締結以前に甲乙間でなされた契約、協議内容、合意事項、又は一方の当事者から相手方に提供された各種資料、申入れ等と本契約の内容とが相違する場合には、本契約が優先する。

第21条 (書面主義)

本契約に基づく甲乙両者の合意は、両当事者の権限のある責任者の書面（電磁気的記録によるものを含む）によってのみなされるものとし、両当事者による口頭の合意は無効とする。

第22条 (合意管轄)

(1)本契約は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。
(2)本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第23条 (終了後の存続条項)

第12条乃至第16条及び第22条の定めは本契約終了後も有効とする。

第24条 (法令の遵守等)

(1)甲及び乙は、本契約の履行にあたって、下請代金支払遅延等防止法のほか関係法令の規定を遵守するものとする。
(2)本契約のいずれかの条項が所轄の公的機関によって執行不能とされたときでも、本契約の他の部分は影響を受けないものとする。

第25条 (協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約に関する解釈上の疑義については、甲乙協議の上解決する。